

第二回都市美分科会 会議録

令和 5 年 4 月 27 日

尼崎市都市計画審議会都市美分科会

1 日時

令和5年4月27日(木) 9:30～11:30

2 場所

尼崎市役所本庁舎北館4階 4-1会議室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員

会長 増岡 亮

委員 上田 萌子

中江 研

岡本 浩一

車 薫

長村 和美 以上6名

欠席委員

委員 栗山 尚子

黒坂 則子

4 事務局

副市長 森山 敏夫

都市整備局長 田尻 和行

都市戦略推進担当部長 藤井 大輔

都市計画部長 樋上 喜宏

都市戦略推進担当課長 大前 仁哉

都市計画課長 赤松 建吾

開発指導課長 石澤 浩一

開発指導課 入江 俊弘

開発指導課 前田 昌哉

開発指導課 舘沼 史

5 傍聴者 なし

6 分科会の経過

(1)分科会開会

事務局より開会宣言

副市長及び会長より挨拶

事務局より出席委員は6人であり、所定の定員数に達している旨の報告

(2)委員の自己紹介

(3)事務局の自己紹介

(4)会長より会議録署名委員の指名（被指名者：中江委員、岡本委員）

(5)副市長から会長へ諮問

(6)議事

○尼崎市屋外広告物条例および尼崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

事務局より、審議事項、趣旨、および具体的な内容の説明

（発言の要旨）

委員：審議事項(1)について、屋外広告物が市民から認知されやすい場所については、企業にとって宣伝効果があるため、現状表示されている広告物の表示期間が過ぎれば、次は自分達が設置したい等、企業同士で競合が起こる可能性がある。そのような場合の対処法を教えてください。

事務局：各施設で屋外広告物の募集枠を設け、民間事業者の募集を募ることを想定している。どの事業者で、どのようなデザインの屋外広告物が設置されるかについては、各施設管理者が判断していくことになる。

委員：各施設管理者が判断するとのことであるが、施設単体ではなく1つのまちなみとして考えて場合、施設毎にデザイン等を判断すると、まち全体のバランスがチグハグし、統一感が出ない。市としてどのようにコントロールしていくのか。

事務局：市としても、設置される屋外広告物は、周辺のまちなみと調和することが必要であると考えている。施設管理者が、施設の利用上問題なければどのような広告物であったとしても、設置可能という事にはならない。施設管理者は、周辺の地域がどのような地域か、また、どのような景観特性を持っているのかを理解しており、それらを勘案し、判断していくことになる。

委員：施設管理者が判断するだけで、その他は誰もコントロールしないという理解で良いか。

事務局：まずは、周辺の景観特性を熟知している施設管理者の方で考えていただく。ただし、何でも設置できるわけでは無く、公共施設にふさわしい広告物となるよう、表示内容に関しては、一定の内規やガイドラインを設ける。また、民間事業者に募集を行う前に、景観及び屋外広告物行政を所管している開発指導課も関わりながら、どのような広告物がこの公共施設にふさわしいのか、一緒になって関わりつつ、協議していきたい。

委員：内規を定めることは、非常に重要なことである。事務局からの説明の中で、にぎわいの創出も誘導していきたいとのことであるが、どのような屋外広告物であれば、にぎわいの創出が可能なのかを示す必要があるのではないか。にぎわいを誘導する施策があり、それに沿ってどのような屋外広告物が表示できるのか。現状

は、条例の規制をいきなり緩め、表示内容などコントロールができない上、屋外広告物を表示する事業者側もどのような表示内容にすればよいかわからないと思う。

事務局：市としては、駅前などを中心としたにぎわいの創出をしていこうとしている。それに合わせて、大きいイベントの事業を実施していく中で、色んな民間事業者と連携していきたいと考えている。その中で地域を応援するような企業を募集し、表示内容など基準については、施設管理者に加えて、開発指導課が関わっていきコントロールしていきたい。

委員：先にガイドライン等を示すわけではなく、個別で対応していくということか。

事務局：当然、ガイドラインの作成は考えている。表示できる内容等については、開発指導課が関わっていくことになる。

局長：補足であるが、先ほどから議論になっているコントロールは誰がするのか、また、にぎわい創出の誘導施策についてという点は、本日出席している市の都市戦略推進担当が行っている。例えば、阪神尼崎駅前には多くの公共施設があり、駅前の都市公園や市の駐車場、駐輪場、尼崎城などの公共施設を包括的に、適正に管理している。それまでは各施設で方向性がバラバラだったのを、コントロールし、どういった方向性でまちづくりを行うか、などの取組もしている。都市戦略推進担当で、方向性がバラバラだった公共施設をコントロールしていき、屋外広告物が表示されるにしても、一定の方向性を持って表示できるように募集していく手段もあると考えている。条例が改正された直後に、一律に市内全ての公共施設に広告物が設置されるというわけではなく、市の施策として、ここはにぎわいを誘導していこうと確認した場所から、民間事業者の屋外広告物を順次募集していくことになる。応募する側について、どのような広告物が表示できるのかということであるが、例えば、横浜市のガイドラインのような写真等の例示を、本市でも公表し、公共施設にふさわしい屋外広告物を設置していく。

委員：わかった。今の説明を文言化して、今回分科会の資料に記載することは可能か。

事務局：ご指摘いただいた内容を、再度、検討し対応させていただく。

会長：先ほどのコントロールの話であるが、市の中でコントロールする一方、景観等の専門部会、例えば尼崎市都市美アドバイザーチーム会議で、景観に影響が少ない屋外広告物をディスカッションするなど、第三者の目線で屋外広告物を誘導していく必要があると思う。そうしないと、財源確保のため屋外広告物が増えてしまい、景観が悪くなる懸念もある。

事務局：基本的な考えとしては、周辺の地域がどのような地域か、また、どのような景観特性を持っているのかを理解している施設管理者の判断と景観行政を所管する開発指導課の連携、また、ガイドラインを示すことにより、対応していきたい。現状は、一切設置できない公共施設であるが、条例改正により、にぎわい創出の

ため屋外広告物の表示が可能になった施設から、民間事業者を募集し、市でコントロールしながら実施しようと考えているため、現時点では、専門部会など第三者と協議することは考えていない。

副市長 : 今回の条例改正の趣旨は、条例の中で禁止規定が多いことから、その禁止規定を解除していくことである。冒頭での説明や、事務局からの趣旨説明でもあったように、今の時代のニーズにあった改正をするとしても、我々が今まで大切にしてきた景観を軽視し、捨て去るつもりは一切ない。その中で、屋外広告物条例の緩和と景観について、どのように両立していくのかである。無尽蔵に出てきた屋外広告物をどのようにコントロールするのか、市でしっかりとコントロールできるのかという点について、意見をいただいている。実際の運用については、ガイドラインを作成する、また、一定のエリアから先行募集を行うことになるかと思う。先ほど局長からあったように、阪神尼崎駅前では、10程度の公共施設を一括で管理させている。そうすることで、一定の調和が求められることになるため、会長から意見があったように行政だけで考えるのではなく、都市美アドバイザー会議のような専門的な考えや、多様な意見を聴きながら最適なものを採用していくことも検討する必要がある。行政の職員は、幅広い知識や技能、経験などを備えたジェネラリストのような人材が多く、また、長く同じ業務に関わることも少ないため、景観等の専門家の意見を聴きながら業務を進めていき、例えば、阪神尼崎駅周辺ではどのような屋外広告物が最適か、議論していく必要もある。基本的なガイドラインを示すことや、コントロールする手法を資料にしっかりと書き込まないと、屋外広告物の緩和にしか目がいかないということになる。その中で、コントロールする手法として、専門家などの第三者に意見を聴くことが良いのかどうかも含めて検討させていただきたい。

会長 : 他に質問がないため、これで審議事項(1)を終了する。続いて審議事項(2)について、質問や意見はあるか。

委員 : 公共施設ではないので、基本的に自治会と民間事業者とのやり取りになると思うが、表示内容について何でも良いとは思わないと思われる。この点について、市はどのようにコントロールするつもりか。

事務局 : 現行の屋外広告物条例の禁止地域内における自家用広告物の規定を守る必要があり、一般の地域よりも面積や基数制限が厳しく規定されている。この許可基準を守る必要がある。この基準を守った上で、市長の許可を得れば、表示可能となる。

委員 : 審議事項(1)と異なり、公募ではない屋外広告物を募集することになり、その選定の公平性が確保されず、結果として自治会の構成員の一部に不満感が生じないか、懸念している。

事務局 : そのような事態が生じることまで、考えが及んでいなかったため、今後検討させ

ていただきたい。

部長：他都市の先進事例もあるので、充分検討した上で、再度回答させていただく。

会長：自治会が設置させて、広告収入を得るということは、自治会が進んで設置したいということにも繋がると思う。本来設置しなくても良いものまで設置されてしまうことになりかねない。こういう点のコントロールや規制はできないか。

事務局：民間施設であるため、屋外広告物を設置してはいけないという指導が、どの程度可能なのか、分からない点もあるため、次回までに検討し、回答したいと思う。

局長：委員が懸念されているのは、無尽蔵に屋外広告物が設置されるのではないかとこの点であると思う。我々としても、自治会の私的な活動を応援するつもりはなく、公共的な活動を行う上で、財源の確保が難しく公共的な活動ができないというジレンマを自治会が持っている。自治会についても、私的な活動までは想定しておらず、市と自治会がコミュニケーションを図りながら、公共的な活動を続けてもらえるような自治会について許可していき、市としても一定の透明性を確保しながら、しっかりとコントロールできるよう検討していききたい。

部長：許可基準を満たしていれば、どのような広告物でも設置できるという規定ではなく、基準を満たした上で、公共的な活動を行っている自治会等市が想定している条件に合致していれば、許可することが出来るという規定にするのも一つの方法であると思うため、検討していききたい。

会長：他に質問がないため、これで審議事項(2)を終了する。続いて審議事項(3)について、質問や意見はあるか。

委員：許可番号等の記載義務の廃止について、市がシステムで管理できているため廃止するとのことだが、申請されていない広告物や違反である広告物をどのように把握しているのか。パトロール等を実施している場合、その頻度を教えてほしい。

事務局：道路上に設置されている広告物や電柱に貼られている貼紙等を、パトロールを行い除却する取組みを年間2回実施している。これに加えて、役所内の人員の都合上、市内全域を網羅するのは難しいが、毎年、地域や主要な幹線道路沿いの中で、歩行者や車両の通行量が多い地域を選定し、職員がパトロールを行い、許可を受けていない広告物について、許可申請するよう指導を行っている。

委員：今回の条例改正により、屋外広告物が増える可能性があり、増えることに対して、市がコントロールする業務量も増えると思う。その際に、許可番号が記載されている場合と、記載されて無い場合、現場パトロール時に違反広告物を把握するのが容易なのは、許可番号の記載があった場合である。あえて許可番号の記載義務を撤廃する趣旨が理解しかねる。

事務局：許可番号等の記載や許可を受けていることを表示することが、申請者側に手間を増やしている。屋外広告物のシステム管理ができていない時期は、許可番号の記載があれば容易に見分けがついていた。しかし現在は、システムも構築し管理が

できているため、許可番号を記載することで、あえて広告物のデザインを損ねる、また、事業者の手間をかける必要はないと考える為、今回削除することに至った。

委員：申請の有無が容易に確認できるため、屋外広告物の設置数が増えても問題ないということで良いか。

事務局：そうである。許可申請されている屋外広告物はシステム内に登録するため、登録がないものは申請されていないと判断できる。

委員：市の職員は把握できるが、設置されている広告物に許可番号の記載がなければ、この地域は許可を受けずに屋外広告物を設置できる、と市民が勝手に判断することが懸念される。許可番号の記載があることによって、この地域は許可が必要だということが市民の目で見えて判断ができる。許可番号の記載義務を無くすことは、設置の許可が必要だと改めて周知していくことも含めて、対応していく必要がある。

事務局：事実上そのような機能を果たしている側面もあると思うが、許可番号の有無で屋外広告物の設置許可が必要かどうかを判断されるケースは少ないと思う。ただし、ご意見の通り、屋外広告物の設置に許可が必要であることを、周知することは大切である。これまでもホームページや市報等で周知しているが、実際に制度の概要を知らない方もおられる。そのような場合、今後実地するパトロール等で制度の概要を説明し、許可を受けてもらうよう指導し、今後もこのような取組を続けていきたい。

委員：条例改正を行い許可番号等の記載義務の廃止をすることで、何か問題が生じれば、改めてこの内容について検討していただければよい。事務局から説明があったとおり、皆で町の景観を良くしたいという取組みの中で、どのような広告物に許可が必要なのかという理解も合わせて進めていただければと思う。

委員：システム上で市が管理しているという点であるが、実際に設置されている広告物の申請の有無を市民が知りたい時に、そのシステムに市民がアクセスできるのか。

事務局：システムについては個人情報も含まれているため、市の職員しかアクセスできないことになっている。申請の有無や、隣の店の屋外広告物が危険であるというような問合せや相談があれば、窓口や電話で受け付けし、システムで確認し、違反広告物である場合、指導を行うようにしている。

委員：屋外広告物の管理者住所要件について、概ね1時間以内という根拠は何か。加えて、「住所を有する」というのはどういう意味合いなのか。

事務局：これまでは、管理者の住所要件をかなり狭い範囲で絞っていたが、概ね1時間以内であれば、日々の日常点検に支障をきたさず、広告物に異常があれば迅速に駆けつけてくれる範囲であると考えられるため、1時間以内と設定した。「住所を有する」とは、管理者個人の住民票上の住所である。

委員：例えば、東京に本社があり関西に支店等が無い場合、代行する管理者を明確に設定さえすれば、この要件は満たされると思う。

事務局：実際、そのように申請されている企業もある。ただし、管理を行う代行業者から、「神戸に支店があるが尼崎市と隣接市ではないため、要件を満たさない。神戸市であれば迅速に駆けつけることができるのに、どうしてこの規定に違反していることになるのか。」という声もある。事務局としても無尽蔵に範囲を広げることにはしないが、この程度であれば条例の趣旨を達成できるのではないかと考え、緩和する方向で考えている。

委員：具体的に管理とは、屋外広告物に問題があれば、修繕等を即時に対応できるということが良いか。

事務局：管理上の責任者ということである。その管理者を通じて、様々な手立てを講じればよく、その管理者の住所要件を1時間以内にするということである。現状は狭い範囲で設定しているが、交通の便も良くなっているため、緩和していこうという考えである。

委員：どの程度の管理をしてもらうため、管理者の要件はこうである、と決めていくのが良いのではないか。広告物を広く募集していくという事が趣旨であるのであれば、時間や距離で決めるのではなく、実質の修繕等の管理をしっかりと行えるために決めていった方が良くと思った。市の方で色々な判断があると思うので、また、検討していただければと思う。

委員：我々はビルのメンテナンスや管理業務を行っている。もちろん、管理者を設置し、日々の確認や点検、一部修繕業務を行っている。質問したいのは、屋外広告物の管理者というのは、事業者に限定されているのか。個人でもよいのか。また、管理者に必要な資格等はあるのか。

事務局：管理者は個人を想定しているが、法人の場合であったとしても法人の中の特定の人を選任してもらう必要がある。必要な資格については、一定規模以上の広告物を設置する場合に必要なってくる。具体的には、屋外広告士や建築士、電気工事士等である。

委員：ビルの管理者になるためには、かなり厳しい条件がある。第1発見者の迅速な通報や対応が非常に重要であるからである。今回、特に屋外広告物については、例えば落下事故が起きてしまうと、甚大な災害につながるため、それを起こさないために管理者の要件や日々の点検等はしっかりしていく必要があると思った。

局長：管理者の業務や必要資格等について、再度、資料の中に表記させていただく。

会長：他に質問がないため、これで審議事項(3)を終了する。続いて審議事項(4)について、質問や意見はあるか。なければ、私から質問させていただく。屋上利用の広告物のルーバー等遮蔽義務について、事務局から「支柱や骨組みをあえて魅せるようなデザインが増えてきている。」との説明もあったが、そのようなデザインをし

ようとする、逆に費用が大きくなる可能性もある。そうであれば、ルーバー等で遮蔽したほうが費用も抑えられると思う。この規定は残しておいた方が良いと思うが、いかがか。

事務局：いただいた意見について検討したい。他都市の多くはこの規定がなく、例えば大阪市はこの規定はなく、事例写真のような屋上利用広告物を設置することが可能となっている。広告物を設置する業者からも、尼崎市では何故設置できないのかと問合せも実際来ている。ただ、ルーバーが景観に寄与している面もあるので、この点について、完全に緩和するのか、条件付きで緩和するのか、条例改正しない方向でいくのか、引き続き検討していきたい。

会長：都市美アドバイザーチーム会議の中でも、景観を害しないように、屋上利用広告物は設置しないでほしいとお願いしている経緯もある。それに逆行しているとも考えられる。また、他都市に規定がないから尼崎市もやらなくていいという点については、私は違うと考える。景観というものは非常に重要であり、ルーバー以外にも手法があるので、再度、検討をお願いしたい。

事務局：引き続き検討していきたい。

委員：建植広告物の基数の条例改正について、幅員が広い道路、あるいは狭い道路に接道している等、各敷地の条件に大きな違いがあるが、一律にこの規制がかかるのか。例えば敷地が道路幅員の狭い道路に接道している場合、40 m²の建植広告物が、歩道際に設置されれば圧迫感がかなり大きくなる。改正の内容でいくと、この点のコントロールは、市で行うことができないと思う。

事務局：現行の規定では、1基の建植広告物で1方向に表示できる面積は20 m²までと規定されている。2面の広告物の場合、合計で40 m²までしか表示できない。現行の規定でも、事実上20 m²の建植広告物が2基設置可能なため、1方向の表示面積は40 m²まで表示することができる。その中で、今回の改正は基数が2基までとなっている部分に関して、小規模なものは基数の制限を緩和するというものである。

委員：小規模なものであれば、基数制限なく、同一方向で40 m²まで表示できるということが可能になるという理解で良いか。

事務局：そうである。

委員：敷地面積や道路幅員の大小に関係ないので、ルールさえ守れば、道路際にたくさんの小規模な建植広告物が並ぶことが懸念される。

事務局：いただいた意見について、改めて検討したい。

委員：この規定を緩和する時の重要になるポイントだと思うので、そこまで想定していなかったとならないよう、検討していただきたい。

委員：街灯利用広告物の改正について、この街灯は公共が管理している街灯を想定しているのか、または、商店街や自治会等の民間が管理しているものを想定している

のか。

事務局：公道上に設置されていて、道路占用許可を受け適法に設置されている街灯が対象である。

委員：資料を見ると、民間のものだけが対象に思えるが、公共の街灯も対象になるということが良いか。また、民間の街灯であれば、その意匠について、市がどこまで関与しコントロールできるのかが気になる。公共の街灯であれば、設置するにふさわしい意匠とはどのようなものかという議論がここでも出てくると思う。

事務局：公共が設置する街灯についても対象であり、公道上に設置される際は道路占用許可を受け、適法に設置されている中で、その公道上で望ましいデザインはどのようなものか、市全体で検討し決めていく必要があると考える。民間の街灯については、現行でもデザイン等の意匠について規定しているものは無く、個別基準に適合していれば許可を出さざるを得ない。

委員：審議事項(1)で公共施設に設置される広告物について、ガイドラインを示すとのことだったので、この街灯利用広告物についても、そのガイドラインに組み込ませることができれば良いと思う。

局長：今回改正を行う「街灯」の定義を改めて整理し、我々が考えている街灯の定義をお示ししたい。我々の考えは、公共の街灯や商店街で設置している街灯について、表示目的や数量制限の関係で、我々が考えていたバナー広告物の設置ができないという事象を解消しようと思い、改正を行いたいと考えた。しかし、この改正内容であれば、民地に建っている全ての街灯についても、バナーが無尽蔵に設置できるとの誤解が生じる原因にもなりかねない。引き続き、「街灯」の定義や設置できる範囲を事務局で検討していきたい。

会長：他に質問がないため、これで審議事項(4)を終了する。

○各審議終了後、事務局から今後の開催予定等について説明

(7)分科会閉会

会長から閉会宣言

以 上